

第三部
近世

第九章 幕藩体制の成立

第一節 新しい但馬の支配者と氣多郡

織豊体制から幕藩体制へ

但馬地方の勢力分野は、近世においてどのように移り変つてゆくか。大きくなりを眺めてみるとしよう。

中世の二世紀あまりにわたつて但馬地方に君臨してきた山名氏の支配体制に代つて、戦国の争乱時代の末期には、織政権時代のめまぐるしい変革期が訪れて來た。但馬地方は畿内周辺地域に位置しており、天正八年（一五八〇）の秀吉の第二次但馬征伐による但馬平定によって、織田大名の領国体制のもとに入ることとなつたが、天正十年（一五八二）の本能寺の変による信長の死とこれに續く山崎合戦、更に天正十一年（一五八三）の賤ヶ岳の戦の秀吉の勝利によって、但馬地方は初期秀吉政権下の全国統一への歩みの一環として、秀吉の弟の羽柴小一郎秀長（播磨姫路に配置）の支配下におかれることとなり、外に竹田に桑山重晴、豊岡（木崎）に木下祐久（助兵衛尉）、出石に青木勘兵衛などの豊臣取立大名が配置され、ここに但馬にお

ける秀吉領国体制がはじまつた。

秀吉はその後、全国平定、統一の過程と並行して、盛んに大名転封てんぱうを行い、全国的規模の豊臣大名による領国体制を成立させてゆき、天正、文禄、慶長と引続いて太閤検地を全国的に漸次実施すると共に、天正十六年（一五八八）の刀狩りによって兵農分離策を強行してゆくが、慶長三年（一五九八）秀吉の死没当時の但馬における豊臣大名の配置は、豊岡に杉原長房（二万石）、出石に小出吉政（六万石）、竹田に斎村広秀（二万二千石）、八木に別所吉治（一万五千石）の四名が置かれていた。

そして慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦の後、慶長八年（一六〇三）には江戸に徳川幕府が開かれ、やがて慶長十九年（一六一四）の大坂冬の陣と翌年（一六一五、元和元年と改元）の大坂夏の陣を経て、豊臣領国体制に代る徳川領国体制が成立し、近世幕藩体制が成立してゆくのである。

この徳川幕藩体制は、老中・寺社奉行・町奉行・勘定奉行の制度をはじめ、遠国奉行による地方支配機構の確立に及んでゆくのであった。以下、あらためて新しい近世の但馬の支配者についてまとめておこう。

竹田城主、桑山修理太夫重晴（羽柴秀長の部将、天正十一年、一五八三、頃受封）、斎村左兵衛尉広道（受封年月不明、慶長五年、一六〇〇、切腹除封）の所領二万二千石は除封後生野銀山奉行の支配に引き継がれる。

八木城主、別所孫右衛門重棟（天正十三年、一五八五、就封）、別所豊後守吉治（天正十九年、一五九一、家督、元和元年、一六一五、綾部に移封）の所領一万五千石も、移封後生野代官所の支配下に編入されてゆく。

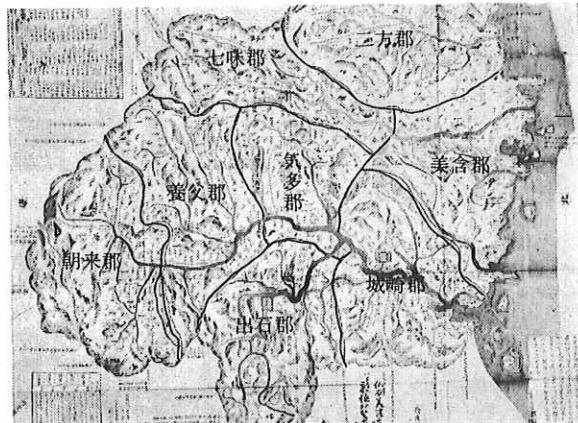


図50 但馬國地図

出石城主、は山名氏政が天正二年（一五七四）に築城した有子山城が天正八年（一五八〇）に羽柴秀吉に攻め滅ぼされて後、青木勘兵衛尉秀以（天正十一年、一五八三、頃受封）、前野但馬守長康（長泰）（受封年月不明、文禄四年、一五九五、切腹除封）を経て、小出大和守吉政が文禄四年（一五九五）に播州龍野より移封され六万石の所領を安堵されて、出石藩政の展開がはじまつた。

豊岡城主、は宮部善祥坊継潤（羽柴秀吉の部将、天正八年、一五八〇、就封、二年後鳥取城主となる）以後、木下助兵衛尉重堅、尾藤久右衛門尉知定、明石左近助則実、福原右馬助直高を経て、慶長二年（一五九七）に杉原伯耆守長房が豊後国杵築城主から移封され、関ヶ原の戦いで西軍に属したが、妻が浅野長政の女であつたため三万石（或いは二万石）の所領を安堵されて豊岡藩政が布かれてゆく。

村岡藩、は山名禪高豊国が天正九年（一五八一）就封し、その後引続きそのまま所領を安堵されてゆく。

二方郡、は当初豊岡城主宮部善祥坊の支配下に入つたが、善祥坊が鳥取城主となつて後もその支配下に属し、関ヶ原の戦の後、若桜城主山崎家盛、芦屋陣屋の宮城頼久の所領となり、更に清富陣屋時代を経て、湯島代官所支配、豊岡京極領、出石仙

石領など複雑化して所領関係がうけつがれてゆく。

慶長十九年（一六一四）以後、生野奉行は生野代官と改称され、生野代官所の支配機構が確立してゆく。生野代官所と並んで分担して但馬地方の天領を支配するに至った久美浜代官所は、はじまりは享保二年（一七一七）波美村（加佐郡大江町）、享保四年（一七一九）日置村（宮津市）、享保七年（一七二二）湊宮、ついで享保二十年（一七三五）に久美浜に移つた。（代官としては、そのほか備中倉敷代官、湯島代官、京都郡代、京都代官、大阪代官などが但馬の一部村落を所轄支配したことがある。）

この生野代官所と久美浜代官所とは、幕府直轄領をその支配下におさめ、但馬地方における徳川幕藩体制支配機構の大きな柱となるのである。

この幕府直轄領に対し但馬地方における所領安堵を許された私藩がさきにのべた如く、出石藩、豊岡藩、村岡藩の三つであった。その中で出石藩は最大であり、慶長九年（一六〇四）に小出大和守吉英が築城した出石城は、元和元年（一六一五）の一国一城の制によって幕末まで維持される。

そして、更にそのほかに但馬地方には旗本御家人の所領が存在した。それの多くは、豊岡城主杉原家及び京極家と出石城主小出家の支流の系譜に属している。

わが氣多郡には、①幕府直轄領（天領）である生野と久美浜の両代官所領、②私領である出石藩と豊岡藩領、③旗本である小出家（三軒）と杉原家（三軒）の所領、の三種のものが集中し、錯綜し、混在した。但馬八郡の中で、このような集中的条件のもとに置かれた郡は、この氣多郡のみであつて、他の七郡の中にはこのような条件を有する郡は見当らない。即ち、江戸時代における氣多郡は、一つの郡でありながら、但馬

出石藩

出石城主歴代一覧

山名右衛門佐氏政

青木勘兵衛尉秀以

前野但馬守長康（長泰）

小出大和守吉政（よしまさ）

小出大和守吉英（よしひさ）

小出信濃守吉親（よしちか）

小出大和守吉英（よしひさ）

天正二年（一五七四）有子城築城。

受封年月不明。天正十一年（一五八三）か。

受封年月不明。文禄四年（一五九五）自殺邑除。

文禄四年（一五九五）龍野より移封。六万石。

慶長九年（一六〇四）受封。出石城築城。慶長十八年（一六一三）岸和田に移封。

慶長十八年（一六一三）受封。元和五年（一六一九）園部に移封。

元和五年（一六一九）岸和田より再封。五万石。

全体の幕藩体制機構が集約して最も良く現れていて、地理的にみて、まさに地図上において但馬全域の中心部の位置を占めているだけでなく、近世封建社会農村村落の機構的にも全但馬を圧縮した縮図の如き地域であるということができる。

そこでまず次に、これら気多郡の地域に關係のあつた近世の領主や代官のすべてについて、その歴代一覧を示しておくことにしよう。

小出修理亮吉重（よしあげ）

寛文六年（一六六六）家督。四万五千石。三人の弟に五千石を分封。

小出備前守英安（ふさやす）

延宝元年（一六七三）家督。元禄四年（一六九一）死。

小出大和守英益（ふさえき）

元禄五年（一六九二）家督。同年死。

小出播磨守英長（ふさなが）

元禄五年（一六九三）家督。元禄七年（一六九四）死。

小出久千代英及（ふさつぐ）

元禄八年（一六九五）家督。元禄九年（一六九六）十月二十二日死。断絶。

松平伊賀守忠徳（ただのり）

元禄十年（一六九七）岩槻より移封。四万八千石。宝永三年（一七〇六）

信州上田へ移封。

仙石越前守政明（まさあき）

宝永三年（一七〇六）上田より移封。五万八千石。

仙石信濃守政房（まさふさ）

享保二年（一七一七）家督。享保二十年（一七三五）死。

仙石越前守政辰（まさとき）

享保二十年（一七三五）家督。安永八年（一七七九）死。

仙石兵部大輔久行（ひさゆき）

安永八年（一七七九）家督。天明五年（一七八五）死。

仙石越前守久道（ひさみち）

天明五年（一七八五）家督。文化十一年（一八一四）隠居。

仙石信濃守政美（まさよし）

文化十一年（一八一四）家督。文政七年（一八二四）死。

仙石讚岐守久利（ひさとし）

文政七年（一八二四）家督。天保六年（一八三五）仙石騒動、天保七年（一八三六）二万八千石削封。明治二年（一八六九）版籍奉還。出石藩知事。

仙石政固（まさかた）

明治三年（一八七〇）出石藩知事。

豊岡藩

豊岡城主歴代一覽

官部善祥坊繼潤

木下助兵衛尉重堅

尾藤久右衛門尉知定

明石左近助則実（全豊）

福原右馬助直高

杉原伯耆守長房（ながふさ）

杉原伯耆守重長（しげなが）

杉原帶刀重玄（しげはる）

京都郡代
五味備後守

京都郡代
彦坂平九郎

京極伊勢守高盛（たかもり）

京極甲斐守高住（たかすみ）

京極加賀守高栄（たかしげ）

天正八年（一五八〇）就封。後、鳥取に移封。
天正十一年（一五八三）就封。
天正十二年（一五八四）就封。後、高松に移封。
天正十三年（一五八五）就封。文禄四年（一五九五）自殺。除封。
文禄四年（一五九五）就封。慶長二年（一五九七）豊後府内へ移封。
慶長二年（一五九七）就封。三万石。寛永六年（一六二九）死。
寛永六年（一六二九）家督。封地一万五千石に半減。正保元年（一六四四）死。
正保元年（一六四四）家督。承応二年（一六五三）死。断絶。
承応三年（一六五四）預り。
万治三年（一六六〇）預り。
寛文四年（一六六四）預り。
寛文八年（一六六八）丹後田辺（舞鶴）より移封。所領三万五千石。
延宝三年（一六七五）家督。
正徳四年（一七一四）家督。

生野代官所

生野代官歴代一覧

生熊佐兵衛

伊藤石見守

間宮新左衛門

永禄十一年（一五六八）——天正十年（一五八二）

天正十年（一五八二）——慶長三年（一五九八）

慶長三年（一五九八）——慶長十九年（一六一四）

以上奉行と称し、以後代官と称す。

山川庄兵衛

藤川甚左衛門

中野吉兵衛

慶長十九年（一六一四）——元和八年（一六二二）
元和八年（一六二二）——寛永九年（一六三二）
寛永十年（一六三三）——慶安三年（一六五〇）

京極土肥之助高寛（たかのり）

享保六年（一七二一）家督。享保十一年（一七二六）死。年十。家断絶。

京極甲斐守高永（たかなが）

高寛の弟。享保十一年（一七二六）新知襲封一万五千石。

京極甲斐守高品（たかかず）

宝暦十年（一七六〇）家督。

京極加賀守高有（たかあり）

寛政三年（一七九二）家督。

京極甲斐守高行（たかゆき）

天保二年（一八三二）家督。

京極飛驒守高厚（たかあつ）

弘化四年（一八四七）家督。明治二年（一八六九）豊岡藩知事。

京極飛驒守高厚（たかあつ）

第三部 近世

中野伝右衛門
杉田九郎兵衛
松波五郎右衛門
酒井七郎左衛門定之
秋山七郎左衛門
平岡四郎左衛門
清野与右衛門
長谷川庄五郎
石川四郎右衛門
鈴木運八郎
蘭部源治郎
飯塚孫二郎
長谷川庄五郎
平岡彦兵衛貞慶
中島内蔵之助
平岡彦兵衛
岡田庄太夫

慶安四年（一六五二）——万治三年（一六六〇）
万治三年（一六六〇）——寛文八年（一六六八）
寛文八年（一六六八）——延宝七年（一六七九）
延宝八年（一六八〇）——元禄五年（一六九二）
元禄五年（一六九二）——元禄十四年（一七〇一）
元禄十五年（一七〇一）——正徳三年（一七一三）
正徳三年（一七一三）——享保三年（一七一八）
享保三年（一七一八）預り
享保四年（一七一九）預り
享保五年（一七二〇）——享保十四年（一七二九）
享保十四年（一七二九）——享保十五年（一七三〇）預り
享保十五年（一七三〇）拝命、赴任せず江戸にて死。
享保十五年（一七三〇）預り。
享保十六年（一七三一）——享保十九年（一七三四）

小林孫四郎	元文五年（一七四〇）
足田庄九郎	元文五年（一七四〇）
千種清右衛門	七月——一月、所務假撰
石原清左衛門	享保十九年（一七三四）——元文五年（一七四〇）
堀江清次郎	延享三年（一七四六）——延享三年（一七四六）
小野佐太夫	延享三年（一七四六）——宝曆二年（一七五二）
岩佐郷藏	宝曆三年（一七五三）——宝曆五年（一七五五）
斎藤新八郎正成	宝曆六年（一七五六）——宝曆十三年（一七六三）
平岡彦兵衛	明和元年（一七六四）——安永八年（一七七九）
小林孫四郎	安永八年（一七七九）——天明元年（一七八一）
武島左膳	天明元年（一七八一）——天明二年（一七八二）預り
守屋弥惣右衛門	天明二年（一七八二）——天明八年（一七八八）
内方鉄五郎	天明八年（一七八八）——寛政十二年（一八〇〇）
稻垣藤四郎豊彌	寛政十二年（一八〇〇）——文化五年（一八〇八）
布施孫三郎	文化六年（一八〇九）——文化十四年（一八一七）
恩田新八郎	文化十四年（一八一七）——文政元年（一八一八）兼任
平岡彦兵衛	

元文五年（一七四〇）——元文五年（一七四〇）
 七月——一月、所務假撰

享保十九年（一七三四）——元文五年（一七四〇）
 延享三年（一七四六）——延享三年（一七四六）
 宝曆三年（一七五三）——宝曆五年（一七五五）
 宝曆六年（一七五六）——宝曆十三年（一七六三）
 明和元年（一七六四）——安永八年（一七七九）
 安永八年（一七七九）——天明元年（一七八一）
 天明元年（一七八一）——天明二年（一七八二）預り
 天明二年（一七八二）——天明八年（一七八八）
 天明八年（一七八八）——寛政十二年（一八〇〇）
 寛政十二年（一八〇〇）——文化五年（一八〇八）
 文化六年（一八〇九）——文化十四年（一八一七）
 文化十四年（一八一七）——文政元年（一八一八）兼任

山田常右衛門

簾笠之助

大草太郎左衛門

川崎平右衛門

鈴木半十郎

西村定太郎

大草太郎左衛門

勝田治郎

望月新八郎

白石忠太夫千之

北條平次郎

羽田十左衛門正見

石神彦五郎

川上猪太郎

横田新之丞

文政元年（一八一八）——文政五年（一八二三）

文政六年（一八二三）預り

文政六年（一八二三）——文政十三年（一八三〇）

文政十三年（一八三〇）——天保四年（一八三三）

天保四年（一八三三）——天保七年（一八三六）

天保七年（一八三六）——弘化三年（一八四六）

弘化三年（一八四六）——嘉永二年（一八四九）

嘉永二年（一八四九）——嘉永五年（一八五二）

嘉永五年（一八五二）——安政二年（一八五五）

安政二年（一八五五）——安政五年（一八五八）

安政五年（一八五八）——安政六年（一八五九）

安政六年（一八五九）——文久三年（一八六三）

文久三年（一八六三）——元治元年（一八六四）

慶応元年（一八六五）——慶応四年（一八六八）

〔以上主として『校補但馬考』による。生野歴代官事蹟及び在職年代については『生野史3』に詳しいが、若干相異する箇所がある。〕

久美浜代官所

久美浜代官歴代一覧

京極丹後守高広・高国父子（宮津城主）

元和八年（一六二二）就封。

猪飼次郎兵衛

寛文六年（一六六六）京極高国除封。代官を置かる。

永井右近太夫尚征（宮津城主）

寛文九年（一六六九）就封。

永井信濃守尚長（宮津城主）

延宝八年（一六八〇）死。除封。

小野長左衛門

延宝八年（一六八〇）代官。

阿部対馬守正盛（宮津城主）

天和元年（一六八一）——元禄九年（一六九六）

長谷川六兵衛（大津代官）

元禄十年（一六九七）大津に陣屋あり。丹後代官兼任。

元禄十六年（一七〇三）——宝永元年（一七〇四）

雨宮庄九郎

宝永二年（一七〇五）——宝永七年（一七一〇）

雨宮源治郎（京都代官）

正徳元年（一七一一）——享保三年（一七一八）
此間八年間、代官役所は京都にあり。

玉虫佐兵衛

享保四年（一七一九）——享保五年（一七二〇）

飯塚孫次郎

小泉市太夫

海上弥兵衛

平岡彦兵衛
池田喜八郎

大塚彦六

滝川小右衛門

堀江清治郎

小野佐太夫

佐々新十郎

大野佐左衛門

志村新左衛門

今井平三郎

万年七郎右衛門

平岡彦兵衛

享保六年（一七二一）

享保七年（一七二二）——享保十六年（一七三一）

此間湊宮船見番所を改め陣屋を置く。

享保十六年（一七三一）——元文四年（一七三九）

享保二十年（一七三五）陣屋を久美浜に移す。

元文四年（一七三九）

元文五年（一七四〇）——延享二年（一七四五）

延享三年（一七四六）——寛延元年（一七四八）

寛延二年（一七四九）——宝暦元年（一七五二）

宝暦二年（一七五二）

宝暦三年（一七五三）——宝暦五年（一七五五）

宝暦五年（一七五五）——宝暦十年（一七六〇）

宝暦十一年（一七六一）——明和二年（一七六五）

明和三年（一七六六）——安永二年（一七七三）

安永三年（一七七四）

万年七郎右衛門	安永四年（一七七五）——安永五年（一七七六）
真野総十郎	安永六年（一七七七）——安永九年（一七八〇）
真野四郎左衛門	天明元年（一七八一）——天明七年（一七八七）
菅谷弥十郎	天明八年（一七八八）
稻垣藤四郎	
野村権九郎	寛政元年（一七八九）——寛政十一年（一七九九）
塙谷大四郎	寛政十二年（一八〇〇）——文化九年（一八一二）
田口五郎左衛門	文化十年（一八一三）——文化十二年（一八一五）
平岡彦兵衛	文化十三年（一八一六）——文政四年（一八二二）
簗笠之助	文政五年（一八二二）——天保三年（一八三二）
和田主馬	天保四年（一八三三）——天保十二年（一八四二）
大草太郎左衛門	天保十三年（一八四二）生野代官兼任
岡崎兼三郎	天保十四年（一八四三）——弘化四年（一八四七）
増田作右衛門	嘉永元年（一八四八）——嘉永五年（一八五二）
寺西直次郎	嘉永六年（一八五三）
鈴木大太郎	安政元年（一八五四）——安政四年（一八五七）
石神彦五郎	安政五年（一八五八）

斎藤六藏

宮崎達次郎

小笠原美濃之助（官軍出張所）

安政六年（一八五九）——文久三年（一八六三）
元治元年（一八六四）——慶應三年（一八六七）

明治元年（一八六八）

正月——五月

伊王野治郎左衛門（久美浜県権知事）

明治元年五月——明治三年十一月
明治三年十一月——十二月

井田五蔵（久美浜県権知事）

明治四年正月——十月

小松 彰（久美浜県権知事）

〔主として京都府『熊野郡誌』による〕

尚、右郡誌によれば「丹後に於ける公領地は、元生野或いは大津又は京都等の代官所に隸属せり、其の当時湊村に船番所といへるあり、享保年間其の跡を襲ひて代官の役所となす。享保十六年海上弥兵衛丹後代官となり任に就くや、二十年湊村より陣屋を久美浜に遷し、爾來明治維新に及ぶ。」という。

旗本小出

小出分家歴代一覧（その一）「和泉国陶器城主、美含郡須谷村に奉行所を置く。」

小出大隅守三尹（みつまさ）

播磨守秀政の子。大和守吉政、遠江守秀家の弟。秀家の養子となり、慶長八年（一六〇三）家督。和泉国

大鳥、河内国綿部両郡において二千石を領す。後、和泉国大鳥、河内国綿部、攝津国西成、但馬国氣多、美含、五郡の内において一万石を領し、旧領は収めらる。但馬国領分五千石、氣多郡十ヶ村、美含郡十八ヶ村。美含郡須谷村に奉行所を置く。須谷領という。寛永十九年（一六四二）死。渋谷の祥雲寺に葬る。年五十四。

小出大隅守有棟（ありむね）

寛永十九年（一六四二）遺領を継ぐ。寛文八年（一六六八）死。年六十一。麻布の天真寺に葬る。後代々 葬地とす。

小出大隅守有重（ありしげ）

寛文八年（一六六八）遺領を継ぐ。元禄五年（一六九二）死。年五十四。

小出玄蕃重興（しげおき）

元禄六年（一六九三）遺領を継ぐ。元禄九年（一六九六）死。年三十四。病篤にのぞみ、弟重昌を養子にせんことを請うたが許されぬうちに重昌も死。断絶。

家紋は丸に二八の文字。

〔須谷領気多郡十ヶ村の中には、太田・名色・万場・東河内・山田・万劫・水口・椒が含まれる。椒村は、中・下・床瀬・銅山・段などの分村を生じてるので、何ヶ村として数えられたものか不明なるも、中・下・床瀬の三ヶ村と数えれば合計十ヶ村となり一致する。〕



写真119 水上代官所跡

小出分家歴代一覧（その二）〔旗本、山本小出家、山本陣屋、水上代官所〕

小出縫殿英勝（ふさかつ）

大和守吉英の養子。寛文六年（一六六六）吉英の遺領、但馬国氣多郡のうちににおいて千石を賜う。寄合に列す。宝永七年（一七一〇）致仕。享保四年（一七一九）死。年六十九。麻布の天真寺に葬る。氣多郡内知行五カ村（山本、水上、八代中、西芝、祢布東組）。山本に陣屋をおき、水上に代官所をおく。

小出助四郎英連（ふさつら）

宝永七年（一七一〇）家督。寄合に列す。御徒頭。御目付。御先鉄砲頭たり。享保二十年（一七三五）死。年五十。愛宕下の天徳寺に葬る。

小出助四郎英通（ふさみち）

元文元年（一七三六）遺跡を継ぐ。寄合に列す。組頭となる。明和五年（一七六八）死。年六十二。麻布の天真寺に葬る。のち代々葬地とす。

小出縫殿英興（ふさおき）（千之助、民部）

明和六年（一七六九）遺跡を継ぐ。小普請、御小姓組たり。天明元年（一七八一）死。年五十五。
小出助四郎英福（ふさよし）

天明元年（一七八一）遺跡を継ぐ。御書院番たり。天明四年（一七八四）死。年二十七。

小出助四郎英亮（ふさすけ）（千之助）

英福の養子。天明四年（一七八四）遺跡を継ぐ。

〔以上寛政重修諸家譜を主として作成。以後伝えて幕末に至るも不詳。後考にまつ。〕

家紋は八重梅鉢。額に二八文字。十六葉菊。

〔参考〕

寛文六年（一六六六）出石城主小出修理亮吉重家督の際三人の弟に五千石を分封す。小出宮内英本（ふさもと）出石郡二千石（倉見小出家の祖）。小出主殿英信（ふさのぶ）養父郡二千石（大籜小出家の祖）。小出縫殿英勝（ふさかつ）氣多郡千石（山本小出家の祖）。

〔右の件につき、『校補但馬考』一九七頁は「吉重父が譲りを受け、弟縫殿助へ二千石、宮内に二千石、主殿に千石を分つ、云々、按するに縫殿助は倉見小出家の祖、宮内は大籜小出家の祖、主殿は山本小出家の祖なり」としているが、これは全面的に誤っている。従つて、これを引用した『八鹿町史』二四四頁も全面的に誤っている。右の如く訂正を要する。〕

小出左近英直（ふさなお）

小出修理亮吉重の四男。延宝元年（一六七三）兄小出備前守英安家督の際、父吉重の領地、但馬国出石、氣多、美含、養父、四郡のうちににおいて、新墾の田、千五百石を分ち賜う。寄合に列す。享保八年（一七二三）致仕。享保九年（一七二四）死。年七十四。土田小出家の祖。麻布の天真寺に葬る。
〔氣多郡内の知行地がいずれの村であるか不明である。後考にまつ。〕

小出修理英致（ふさむね）

英直の養子。享保八年（一七二三）家を継ぐ。寄合に列す。享保十二年（一七二七）死。年五十五。

小出八十郎英孫（ふさざね）

英致の養子。享保十二年（一七二七）遺跡を継ぐ。寄合に列す。宝暦十年（一七六〇）致仕。安永五年（一七七六）死。年六十七。

小出式部英敦（ふさあつ）

英孫の養子。宝暦十年（一七六〇）家を継ぐ。小普請、御小姓組たり。寛政七年（一七九五）死。年五十六。

小出英蘭（ふさしげ）

寛政七年（一七九五）遺跡を継ぐ。

小出大和守秀実（ひでざね）

天保五年（一八三四）土田陣屋に生れ、二十八歳で江戸に出府、文久元年御目付、文久二年函館奉行、慶応二年外国奉行、慶応三年御勘定奉行、町奉行を歴任す。明治二年（一八六九）刺客に暗殺さる。京都紫

野の玉林院に葬る。

旗本 杉原

杉原分家歴代一覧（その一）〔旗本、荒川陣屋杉原〕

杉原四郎兵衛長氏（ながうち）

慶長元年（一五九六）徳川家康御麾下に列し、慶長五年（一六〇〇）関ヶ原陣に御使番として奮戦、慶長六年（一六〇一）但馬国氣多郡のうちににおいて采地千石を賜う。その年、采地において死。年三十五。

篠垣の一部（東組）・田ノ口・荒川・奥八代・河江・奈佐路・谷・猪爪以上八ヶ村、計千石。荒川に陣屋を置く。

杉原四郎兵衛正永（まさなが）

慶長十一年（一六〇六）遺跡を継ぐ。大阪冬夏の陣に従う。寛永十年（一六三三）下野国河内郡のうちににおいて新恩二百石を賜う。御目付、小普請たり。寛文十年（一六七〇）死。年七十五。

杉原七十郎正勝（まさかつ）（四郎左衛門、美濃守、播磨守）

寛文十年（一六七〇）遺跡を継ぎ、千石を知行し、二百石（奥八代の一部）を弟七左衛門正吉に分与す。御徒頭、御目付、御廊下番頭たり。宝永七年（一七一〇）死。

杉原平左衛門正直（まさなお）

宝永七年（一七一〇）遺跡を継ぐ。三百石（谷、猪爪、及び河江の一部三十石六斗九升||小河江）を弟源七郎保勝に分与し、正直七百石を知行す。享保十七年（一七三二）死。

杉原平左衛門正府（まさのり）（平十郎、四郎左衛門）

正勝の五男。正直の養子となる。享保十七年（一七三一）遺跡を継ぐ。御書院番士たり。宝暦二年（一七五二）死。年五十三。

杉原七十郎正武（まさたけ）

宝暦二年（一七五二）遺跡を継ぐ。諸国巡見す。明和元年（一七六四）浅草川に船を浮べて納涼の際、水におぼれて死。年三十二。家断絶。

知行地、篠垣東組・田ノ口・荒川・河江・奈佐路・奥八代の一部の各村上知、生野代官支配となる。明和上知。中料。

家紋、萩の丸、丸に裏薦。

杉原分家歴代一覧（その二）〔旗本、奥八代杉原〕

杉原七左衛門正吉（まさよし）（佐太夫）

杉原四郎兵衛正永の三男。正勝の弟。寛文十年（一六七〇）父の遺跡、但馬国氣多郡のうちににおいて二百石（奥八代の一部）を分封。大番となる。延宝元年（一六七三）死。かの地谷町の大仙寺に葬る。

杉原八太夫正時（まさとき）

杉原四郎兵衛正永の四男。兄正吉の養子となる。延宝元年（一六七三）遺跡を継ぐ。小普請、大番たり。

正徳五年（一七一五）死。年六十七。谷中の臨江寺に葬る。のち代々葬地とす。

杉原權左衛門正照（まさてる）（亀之助）

正徳五年（一七一五）遺跡を継ぐ。大番たり。寛保二年（一七四二）死。年六十五。

杉原八太夫正庫（まさくら）（彦十郎）

寛保二年（一七四二）遺跡を継ぐ。大番、御納戸番士、組頭たり。安永四年（一七七五）死。年六十七。

杉原吉五郎正英（まさひで）

安永四年（一七七五）祖父正庫の遺跡を継ぐ。大番たり。寛政七年（一七九五）死。年四十六。

杉原吉太郎正賀（まさよし）

寛政七年（一七九五）遺跡を継ぐ。時に十七歳。采地二百石。大番たり。

家紋萩の丸、丸に裏薦。

〔以下不詳、後考にまつ。〕

幕末時、杉原標助。

杉原分家歴代一覧（その三）「旗本、八代杉原」

杉原源七郎保勝（やすかつ）（千左衛門、四郎兵衛）

宝永七年（一七一〇）父七十郎正勝の遺跡、但馬国氣多郡のうちにおいて、三百石分与を受く。（谷、猪爪

及び河江の一部三十石六斗九升||小河江、合計三百石)。小普請、大番たり。元文元年(一七三六)死。

年六十。谷中の臨江寺に葬る。

杉原四郎兵衛正芳(まさよし)(左七郎)

杉原八太夫正時の三男。保勝の養子となる。

元文元年(一七三六)遺跡を継ぐ。大番、組頭たり。安永元年(一七七二)死。年六十九。

杉原四郎兵衛正利(まさとし)

杉原八太夫正庫の二男。正芳の養子となる。安永元年(一七七二)遺跡を継ぐ。采地三百石。大番、御藏奉行たり。

〔以下不詳、後考にまつ〕

家紋、萩の丸、丸に裏薦。

文化十二年当時、杉原理三郎。

伝えて幕末に至る。

幕末時、杉原米治郎(四郎兵衛)。

その他の旗本

旗本石川歴代一覧(慶長より天和まで二代七十一年)

石川弥左衛門

慶長十八年（一六一三）受封。但馬国氣多郡のうち千石、（伊府・猪子垣・芝・石井四カ村）を領す。

承応二年（一六五三）死。

石川庄次郎

承応二年（一六五三）遺跡を継ぐ。天和三年（一六八三）死。断絶。貞享元年（一六八四）上知。生野支配となる。古料。

（代官役村尾四郎左衛門は猪子垣村、村尾氏の祖）

旗本八木歴代一覧（元禄期五年間のみ関連）

八木勘十郎

元禄十二年（一六九八）、生野代官支配地の内、但馬国養父・氣多両郡のうちににおいて十四ヶ村、四千石受封。

元禄十六年（一七〇三）右領地は生野代官支配に属す。古料。

（代官役西村茂右衛門、多田市兵衛）

氣多郡内所領は、伊府・殿・広井・猪子垣・芝・三所・栗山東組・石井・段を含む。

（多田市兵衛は殿村多田氏の祖）

宮城氏歴代一覧〔清富陣屋領主。寛永期十六年間のみ関連〕

宮城右京進頼久

因播国若桜城主山崎家盛の弟。宮城豊盛の養子となる。慶長十年（一六〇五）二方郡の中六千十四石と、備中の分を合せて一万石を支配。芦屋に陣屋をおく。慶長十四年（一六〇九）死。年四十。

宮城主膳正豊嗣

頼久の子。慶長十四年（一六〇九）父の遺跡を継ぐ。（祖父豊盛、これを補佐し、元和六年、（一六二〇）死、年六十七）。寛永四年（一六二七）増加。二方郡全部と気多郡四ヶ村（三原・藤井・稻葉・庄境）合計約一万三千石を領す。陣屋を芦屋より清富に移す。寛永二十年（一六四三）死。年三十九。繼嗣なく除封。

第二節 気多郡の村々の所領沿革

古料、中料、新料と享保上知、明和上知、天保上知

さきにみたように、気多郡内の村々は、近世初頭に石藩領と、八代両杉原、山本小出助四郎の所領の数カ村が私領として残るのみとなり、約七十カ村は天領となつて生野代官所又は久美浜代官所の支配下に置かれるに至り、殆んど中央集権化されてしまった。

右の如く、逐次私領の知行地である村が、幕府直轄の天領として上知されてゆくのであるが、天領に編入された時期の古い新しいの別によって、古料、中料、新料という呼び方が用いられている。

古料とは、古領、古御料とも書くが、近世初期より生野代官の支配となつた村のことである。

羽尻・三所・觀音寺・栗山東組・殿・広井・石井・伊府・猪子垣・芝・段の十一カ村がこれに属する。

右の中、伊府・猪子垣・芝・石井の四カ村は、慶長十八年（一六一三）より貞享元年（一六八四）まで旗本石川領であり、また、伊府・猪子垣・芝・三所・栗山東組・殿・広井・石井・段の九カ村は元禄十一年（一六九八）より同十六年（一七〇三）まで一時旗本八木勘十郎の所領であつた。尚、段は、鉢山発見後、慶長十八年（一六一三）より生野領となつてゐる。

右の村が本来の古料と認められるものである。（後にのべる享保上知豊岡領も古料とよばれることがある）中料とは、中領とも書き、また荒川新料ともいわれ、もと荒川に陣屋をおいた旗本杉原領であつて、明和二年（一七六五）に上知になつた村のことであり、天保上知の新料がでけてからによび方である。

荒川・篠垣東組・田ノ口・河江・奈佐路・奥八代（一部）の六カ村がこれに属する。

これらの村々は、『三方村誌稿本』では中領とよんでおり、「生野付久美浜付但州御料所一村限高附（知見村染々舍写、垣谷文書）では明和御上知荒川新料とよんでいる。

新料（新領）には、右の荒川新料（中料）とよばれるもののほかに、更に二種類のものがある。

その一は、享保御上知豊岡新料とよばれるもので、もと豊岡領であつて、享保十一年（一七二六）に上知になつた村である。

氣多郡内では篠垣西組・佐田・知見・森山・栗山西組・野・庄境・藤井・久田谷・十戸・稻葉・三原・久斗西組・伊福・上郷西組・上石西組の十六カ村がこれに属する。

しかしながら、この享保上知豊岡新料の村々については、ある資料（「氣多郡邑々高帳」上坂文書）によれば、「氣多郡古料十四ヶ村組」として、右の十六カ村の中、上石西組と伊福の二カ村を除く残りの十四カ村も、古料と呼んでいる。本来の生野領と、享保上知生野領を合せて古料という呼び方もされているのである。従つて、さきにみた本来の古料とまぎれ易いが、所領関係の沿革は異ったグループであるから、注意を要する。より新しい上知が行われれば、それまで新料といわれたものも古料となる道理である。

その二是、天保上知出石新料とよばれるもので、もと出石領であつたが、仙石騒動の結果、天保七年（一八三六）に上知になつた村である。天保上知といわれるが水野忠邦の天保の改革の中でも悪評高き天保上知令と、この仙石騒動による出石領の改易上知とは関係はない。

この出石新料の村は、氣多郡内に約四十カ村あつたが、生野付になつたり、久美浜付になつたり変動して不明の分が多いのであるが、天保上知の際大きく二つのグループに分かれている。

生野代官所付の村が二十三カ村。多田谷・松岡・土居・府中新・堀・野々庄・池上・芝（東芝）・上石・国府市場・伏・八社宮・清冷寺・加陽・土淵・引野・中郷・上郷東組・地下・岩中・日置・久斗東組・道場。そしてこれらの村は更に、府中組・下氣多組じょぎた・上氣多組かみぎたなどのいくつかの小グループの組を作っていた。

久美浜代官所付の村は十七カ村。海老原・竹貫・上佐野・夏栗・大岡寺・椒・頃垣・山宮・柄本・太田・名色・万場・栗栖野・東河内・山田・万劫・水口。これらの村は、西の下組のほか、府中・下氣多・上氣多

の若干の村が含まれている。

これらの村々は、明治維新に至るまでの間に、更に生野付から久美浜付へ、あるいは久美浜付から生野付へ、などと何回かの所領替が行なわれた形跡がある。この点については、はつきりしない村がいくつも残されている。

以上の村々が、氣多郡内において、幕末に至るまでに天領に上知となつた村である。これに対し、幕末に至るまで私領として残つた村は次の村々であつた。

出石藩領——江原・宵田・国分寺・石立・祢布。以上上氣多五ヶ村。

旗本小出領——山本・水上・八代中・西芝・祢布の一部。以上五ヶ村。

旗本杉原（杉原八太夫、標助）領——奥八代の一部。

旗本杉原（杉原四郎兵衛）領——猪爪・谷・小河江。

改易の分類 私領の知行地が幕府に召上げられる場合としては、除封じよほう、減封げんぱう、減転げんてん、転封てんぱうなどがあり、改易ともいわれるが、それらの原因としては、①戦争の論功行賞、②世嗣の断絶、③武家諸法度規定違反などがあった。

①さきに本章第一節において述べたように、竹田城主、斎村左兵衛尉広道が慶長五年（一六〇〇）に切腹除封となるのは関ヶ原の戦の結果によるものであり、八木城主、別所豊後守吉治が元和元年（一六一五）に綾部へ移封されるのは、大阪の陣の後、旧領を安堵された論功行賞の結果である。



図51 江戸末期但馬国所領別地図（一幡正一藏）

②世嗣の断絶により上知が行われたのは次の例がある。

一、豊岡領主杉原氏三代目、杉原重玄。承応二年（一六五三）死去の際一万五千石除封。京都郡代預り。
二、豊岡領主京極氏四代目、京極土肥之助高寛。享保十一年（一七二六）死去の際三万五千石除封。

三、旗本石川氏二代目、石川庄次郎。死去に際し貞享元年（一六八四）伊府・猪子垣・芝・石井の四ヵ村千石除封。生野支配となる。
四、旗本杉原（荒川陣屋）六代目、杉原七十郎正武。明和元年（一七六四）死去の際、七百石除封。篠垣東組・田ノ口・荒川・河江・奈佐路・奥八代の一部が、生野支配となる。
五、出石領主小出久千代英及。元禄九年（一六九六）死去の際、四万五千石除封さる。

③武家法違反による上知の例は、出石藩の天保六年（一八三五）の仙石騒動である。この際、五万八千石から二万八千石削封され残高三万石となる。仙石騒動は、文政七年（一八二四）藩主仙石政美が急死したあと嗣子がなかったので、弟道之助（五歳、久利）を継嗣としたが、上席家老仙石左京がその子小太郎をたてて道之助にかえようとしたが、政美の父で隠居していた久

道にとりいって反対派を排撃し藩政を独占したことが、やがてお家騒動として表面化し、天保六年の幕府の取調べによって仙石左京の主家横領の罪状明白なりとして獄門に処されたものである。（尚、最近の研究によれば、仙石騒動は藩政改革派（仙石左京家）と守旧派（仙石主計家）の藩政改革をめぐる主導権争いであつたことが明かにされている。）（宿南保『仙石騒動』）

村々の所領沿革一覽

以下に村々の所領の沿革をまとめてのせておく。

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
広井	殿	栗山西組	栗山東組	三所	芝	猪子垣	觀音寺	石井	羽尻
三方郷	三方郷	三方郷	三方郷	三方郷	三方郷	三方郷	三方郷	太多郷	太多郷
古料	古料	豊岡新上料知	古料	古料	古料	古料	古料	古料	古料
三方	三方	三方	三方	廃村方	三方	三方	三方	清瀧	三方
20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
野	佐田	森山	知見	稻葉	十戸	庄境	久田谷	段	伊府
樂前郷	樂前郷	三方郷	三方郷	太多郷	太多郷	太多郷	太多郷	狭沼郷	樂前郷
豊享	豊享	豊享	豊享	豊享	豊享	豊享	豊享	古須谷	古料領
岡保	岡保	岡保	岡保	岡保	岡保	岡保	岡保	岡保	料領
新上	新上	新上	新上	新上	新上	新上	新上	新上	古料
料知	料知	料知	料知	料知	料知	料知	料知	料知	料知
三方	三方	三方	三方	西氣	清瀧	三方	日高	三方	三方

第三部 近世

37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21
猪爪	八代中村	小河江	河江	奥八代	奈佐路	篠垣西組	篠垣東組	荒川	田ノ口	上郷西組	上郷東組	伊福	久斗西組	久斗東組	三原	藤井
狭沼郷	狭沼郷	狭沼郷	狭沼郷	狭沼郷	樂前郷	樂前郷	三方郷	太多郷	日置郷	日置郷	日置郷	高田郷	高田郷	高田郷	狭沼郷	狭沼郷
旗本杉原	旗本杉原	旗本杉原	荒川中料	荒川中料	豊岡新料	享保上知	荒川中料	荒川中料	豊岡新料	享保上知	出石新料	豊岡新料	享保上知	出石新料	豊岡新料	豊岡新料
八代	八代	八代	八代	八代	八代	三方	三方	三方	三方	国府	国府	日高	日高	日高	三椒	八代
54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38
万劫	山田	東河内	栗栖野	万場	名色	太田	柄本	山宮	頃垣	椒銅山	椒床瀬	椒下村	椒中村	上佐野	竹貫	谷
太多郷	太多郷	太多郷	太多郷	太多郷	太多郷	太多郷	太多郷	太多郷	太多郷	狭沼郷	狭沼郷	狭沼郷	狭沼郷	狭沼郷	狭沼郷	狭沼郷
出須石谷新料領	出須石谷新料領	出須石谷新料領	出須石谷新料領	出須石谷新料領	出須石谷新料領	出石新料	出石新料	出石新料	出石新料	出須石谷新料領	出須石谷新料領	出須石谷新料領	出須石谷新料領	出石新料	旗本杉原	旗本杉原
西氣	西氣	西氣	西氣	西氣	清滝	清滝	清滝	清滝	清滝	三椒	三椒	三椒	三椒	國府	國府	八代

第九章 幕藩体制の成立

71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
池上	府市場	土居	松岡	中郷	引野	土淵	加陽	伏見	八社宮	清冷寺	西芝	東芝	大岡寺	夏栗	海老原	水口
氣多郷	氣多郷	氣多郷	氣多郷	日置郷	賀陽郷	賀陽郷	賀陽郷	賀陽郷	賀陽郷	賀陽郷	氣多郷	氣多郷	狭沼郷	高田郷	郷名不詳	大多郷
出石新料	旗本小出	出石新料	出石新料	出石新料	出石新料	出石新料	出須石新料領									
国府	国府	国府	国府	中筋	国府	国府	三方	西氣								
88	87	86	58	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72
山本	水上	国分寺	石立	祢布西組	祢布東組	伊原道場	地下	岩中	宵田	江原	日置	多田谷	上石	堀	野々庄	野々庄
氣多郷	高田郷	高田郷	高田郷	高田郷	高田郷	樂前郷	高生郷	高生郷	高生郷	高生郷	日置郷	日置郷	日置郷	日置郷	氣多郷	氣多郷
旗本小出	旗本小出	出石	出石	出石	旗本小出	出石新料	出石新料	出石新料	出石	出石	出石新料	出石新料	出石新料	出石新料	出石新料	出石新料
日高	国府	国府	国府													

	地区
元禄十一年（一六九八）	旗本八木領
宝永元年（一七〇四）	生野代官支配
嘉永五年（一八五三）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
⑥三所村〔三方郷、古料、三方地区、廢村〕	
天正年間より	
元禄十一年（一六九八）	生野奉行支配
宝永元年（一七〇四）	旗本八木領
嘉永五年（一八五二）	生野代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜代官支配
天正年間より	
⑦栗山村東組〔三方郷、古料、三方地区〕	
天正年間より	
元禄十一年（一六九八）	生野奉行支配
宝永元年（一七〇四）	旗本八木領
嘉永五年（一八五二）	生野代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜代官支配
天正年間より	
⑧栗山村西組〔三方郷、古料、三方地区〕	
天正年間より	
元禄十一年（一六九八）	生野奉行支配
宝永元年（一七〇四）	旗本八木領
嘉永五年（一八五二）	生野代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜代官支配
天正年間より	
⑩広井村〔三方郷、古料、三方地区〕	
天正年間より	

元禄十一年（一六九八）	旗本八木領	元禄十六年（一七〇三）	生野代官支配
宝永元年（一七〇四）	生野代官支配	嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
明治元年（一八六八）	久美浜県編入	⑬久田谷村〔太多郷、享保上知豊岡新料、日高地 区〕	〔太多郷、享保上知豊岡新料、日高地 区〕
⑪伊府村〔楽前郷、古料、三方地区〕			
慶長十八年（一六一三）より旗本石川領		慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
〔一説慶長一四年より〕		承応三年（一六五四）	生野代官支配
貞享元年（一六八四）	生野代官支配	寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
元禄十一年（一六九八）	旗本八木領	享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝永元年（一七〇四）	生野代官支配	宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配	天保九年（一八三八）	生野代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入	嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
⑫段村〔椒村の分村〕〔狭沼郷、古料、三椒地区〕		明治元年（一八六八）	久美浜県編入
慶長八年（一六〇三）	小出大隅守領（須谷領）		
慶長十九年（一六一四）	生野代官支配（金山始 まる）	⑭庄境村〔太多郷、享保上知豊岡新料、三方地区〕	〔太多郷、享保上知豊岡新料、三方地区〕
寛永四年（一六二七）		慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
正保元年（一六四四）	旗本八木領	寛永四年（一六二七）	清富陣屋宮城領
元禄十一年（一六九八）		正保元年（一六四四）	京都郡代預り

寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
⑯十戸村〔太多郷、享保上知豊岡新料、清瀧地区〕	生野代官支配 久美浜代官支配
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
⑰知見村〔三方郷、享保上知豊岡新料、三方地区〕	生野代官支配 久美浜代官支配
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
⑯稻葉村〔太多郷、享保上知豊岡新料、西氣地区〕	生野代官支配 久美浜代官支配
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
寛永四年（一六二七）	清富陣屋宮城領
正保元年（一六四四）	京都郡代預り
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
寛永四年（一六二七）	清富陣屋宮城領
正保元年（一六四四）	京都郡代預り
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入

(18) 森山村	〔三方郷、享保上知豊岡新料、三方地区〕	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領	慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配	承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領	寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配	享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配	宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配	天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配	嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
(19) 佐田村	〔楽前郷、享保上知豊岡新料、三方地区〕	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領	慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配	承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領	寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配	享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配	宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配	天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配	嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
		明治元年（一八六八）	久美浜県編入
(20) 野村	〔楽前郷、享保上知豊岡新料、三方地区〕	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領	慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配	承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領	寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配	享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配	宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配	天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配	嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
		明治元年（一八六八）	久美浜県編入
(21) 藤井村	〔狭沼郷、享保上知豊岡新料、八代地区〕	明治元年（一八六八）	久美浜県編入
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領	慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配	承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領	寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配	享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配	宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配	天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配	嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
		明治元年（一八六八）	久美浜県編入

天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
寛永四年（一六二七）	清富陣屋宮城領
正保元年（一六四四）	京都郡代預り
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	湯島代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
②久斗村東組〔高田郷、天保上知出石新料、日高地区〕	地区
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
鶴岡	豊岡城主杉原領
慶長三年（一五九八）	
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	生野代官支配
（此の間後考にまつ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
④久斗村西組〔高田郷、享保上知豊岡新料、日高地区〕	地区
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
⑤伊福村〔日置郷、享保上知豊岡新料、日高地区〕	地区

承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜代官支配
②上郷村東組（上江）〔日置郷、天保上知出石新料、国府地区〕	
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領
天保七年（一八三六）	生野代官支配
（此の間後考にまづ）	
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
③上郷村西組（上江）〔日置郷、享保上知豊岡新料、国府地区〕	
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	
享保十二年（一七二七）	
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
④田ノ口村（室村）〔太多郷、明和上知荒川中料、三方地区〕	
慶長六年（一六〇一）	杉原四郎兵衛領（荒川陣屋）
明和二年（一七六五）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
⑤荒川村（安良川村）〔三方郷、明和上知荒川中料、三方地区〕	
慶長六年（一六〇一）	杉原四郎兵衛領（荒川陣屋）

明和二年（一七六五）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
③〇篠垣村東組〔染前郷、明和上知荒川中料、三方 地区〕	
慶長六年（一六〇一）	杉原四郎兵衛領（荒川 陣屋）
嘉永二年（一七六五）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
③〇篠垣村西組〔染前郷、享保上知豊岡新料、三方 地区〕	
慶長三年（一五九八）	豊岡城主杉原領
承応三年（一六五四）	生野代官支配
寛文八年（一六六八）	豊岡藩主京極領
享保十二年（一七二七）	生野代官支配
宝暦十年（一七六〇）	久美浜代官支配
天保九年（一八三八）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
③〇森佐路村〔狭沼郷、明和上知荒川中料、八代地 区〕	
慶長六年（一六〇一）	杉原四郎兵衛領（荒川 陣屋）
嘉永二年（一七六五）	生野代官支配
嘉永五年（一八五二）	久美浜代官支配
明治元年（一八六八）	久美浜県編入
③〇奥八代村〔狭沼郷、旗本杉原領、八代地区〕	
慶長六年（一六〇一）	杉原四郎兵衛領（荒川 陣屋）
寛文十年（一六七〇）	旗本杉原七左衛門正吉 (八太夫の祖)領(二百 石分封す)

「二百石分封の残りは明和上知となる」

せ千石を知行す)

明和二年（一七六五）

生野代官支配

嘉永五年（一八五二）

久美浜代官支配

明治元年（一八六八）

久美浜県編入

④河江村〔狭沼郷、明和上知荒川新料、八代地区〕

慶長六年（一六〇一） 杉原四郎兵衛領

明和二年（一七六五） 生野代官支配

嘉永五年（一八五二） 久美浜代官支配

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

〔一部三十石六斗九升は、宝永七年、旗本杉原源七郎に分封し、小河江村と称す〕

⑤小河江村（河江村の分村）〔狭沼郷、旗本杉原領

八代地区〕

宝永七年（一七一〇） 河江村より三十石六斗

九升分知、旗本杉原源

七郎領（代々四郎兵衛領、八代地区）を称す。谷、猪爪と合

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑥八代中村〔狭沼郷、旗本山本小出領、八代地区〕

文禄四年（一五九五） 出石城主小出領

寛文六年（一六六六） 旗本小出縫殿領（助四

郎の祖、山本陣屋）

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑦猪爪村〔猪之爪〕〔狭沼郷、旗本杉原四郎兵衛

領、八代地区〕

慶長六年（一六〇一） 杉原四郎兵衛領（荒川

旗本杉原源七郎領（分封、代々四郎兵衛を称す）

明治元年（一八六八） 久美浜県編入

⑧谷村〔狭沼郷、旗本杉原四郎兵衛領、八代地区〕

慶長六年（一六〇一） 杉原四郎兵衛領（荒川

		陣屋)
宝永七年（一七一〇）	旗本杉原源七郎領（分	天保七年（一八三六）久美浜代官支配
	封、代々四郎兵衛を称す）	（此の間後考にまつ）
明治元年（一八六八）	久美浜県編入	明治元年（一八六八）久美浜県編入
③竹貫村〔狭沼郷、天保上知出石新料、国府地区〕	出石新料、三椒地区）	④椒中村〔樹中村〕〔狭沼郷、須谷領、天保上知
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領	出石城主小出領
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領	和泉陶器城主小出大隅
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領	守領（須谷奉行所）
天保七年（一八三六）	久美浜代官支配	生野代官支配
（此の間後考にまつ）		
明治元年（一八六八）	久美浜県編入	宝永三年（一七〇六）
④上佐野村〔佐野村〕〔狭沼郷、天保上知出石新		天保七年（一八三六）
料、国府地区〕		（此の間後考にまつ）
文禄四年（一五九五）	出石城主小出領	明治元年（一八六八）久美浜県編入
元禄十年（一六九七）	出石藩主松平領	⑤椒下村〔樹下村〕〔狭沼郷、須谷領、天保上知
宝永三年（一七〇六）	出石藩主仙石領	出石新料、三椒地区〕
		（此の間後考にまつ）
		椒中村と同じ